

「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」の進捗状況について

平成 30 年 6 月 29 日
日 本 証 券 業 協 会
日 本 証 券 ク リ ア リ ン グ 機 構
信 託 協 会

日本証券業協会、日本証券クリアリング機構、信託協会及び証券保管振替機構は、金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」（平成 22 年 1 月 21 日公表）で示された国債取引・貸株取引の証券決済・清算態勢の強化に向けた各取組みについて、市場関係者等と検討を進めております。

今般、国債取引における決済期間の短縮化及び清算機関の利用拡大について、別添「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」のとおり、検討状況を取りまとめましたので、公表いたします。

以 上

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

別添

平成 30 年 6 月 29 日

項目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
<p>1. 国債取引の決済期間の短縮化</p>	<p>市場の取引慣行においては、国債のアウトライト取引の約定から決済までの標準的な期間は、約定日の3日後（T+3）となっている。</p> <p>決済期間中は決済リスクに晒されている状況にあるため、決済期間を短縮化することで、決済リスクの低減を図る。</p>	<p>① 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（日本証券業協会（日証協）WG）において、平成24年前半を目途に、アウトライト取引をT+3からT+2に移行すること（アウトライトT+2化）を前提に、今後、実務の詳細に関する検討を行う。</p> <p>② ①と並行して、アウトライト取引のT+1への短縮化（アウトライトT+1化）に関する具体的な実現方策について検討を行う。その際、③の整理に必要な事項について優先的に検討を行う。</p> <p>③ ①及び②を踏まえ、アウトライトT+2化を含めた決済期間短縮の全体的な進め方について整理を行う。</p>	<p>① アウトライトT+2化については、平成24年前半を目途とする。</p> <p>② アウトライトT+1化については、同WGにおいて実現方策等の検討を行う。</p> <p>③ 同WGにおいて、①及び②を踏まえ決済期間の短縮化に係る全体の進め方について整理し、平成22年12月末までにT+2実現時期等を含む合意を図る。</p>
<p>検討結果（平成22年12月22日）</p>			
<p>① アウトライトT+2化の実現時期については、平成24年前半とすることで合意が図られた。アウトライトT+2化の平成24年4月中の実現を目途とし、投資負担等に配慮しつつ、今後、実務の詳細の検討を進める。こうした検討の結果を踏まえ、平成23年3月末までを目途に、日証協WGにおいてアウトライトT+2化の実施日を決定する。</p> <p>② アウトライトT+1化については、実現に向けた幅広い課題を丹念に検討する。特に、GCレポの決済期間をT+0とするための各実現策について、各種インフラ・制度の対応も含めて検討を進める。その上で、平成23年秋頃の同WG最終報告書において、アウトライトT+1化の実現に向けた検討結果を取りまとめる。</p> <p>(注) 「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ中間報告書」参照。</p>			
<p>検討結果（平成23年6月29日）</p>			
<p>① 平成23年3月末、アウトライトT+2化への移行予定日を平成24年4月23日（約定分）に決定した。また、アウトライトT+2化の実現に際して、次の措置を講じ、市場関係者への周知を図った。</p> <p>イ 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正</p> <p>ロ 「相対ネットリング照合等の実務に関する取扱指針」の策定</p> <p>ハ 『国債の即時グロス決済に関するガイドライン』及び『フェイルチャージの実務に関する取扱指針』に基づく決済についてのQ&A」</p>			

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

<p>の一部改正 ニ 「機関投資家や信託銀行と証券会社等とのフロント照合及び出来通知データの授受等の実務に関する取扱指針」の策定</p> <p>② アウトライトT+1化については、現行の約定実務や取引慣行等を大きく変更する必要があることから、日証協WGにおいて、引き続き、実現に向けた課題の整理、検討を行い、平成23年秋頃の同WG最終報告書において、検討結果を取りまとめる。</p>
検討結果（平成23年12月19日）
<p>アウトライトT+1化の実現に向けた課題の整理、検討を行い、アウトライトT+2化を含む、これまでの日証協WGにおける検討結果を最終報告書として取りまとめ、公表した（平成23年11月30日付け）。</p> <p>今後のアウトライトT+1化の検討については、平成24年4月23日（約定分）から移行するアウトライトT+2化の実施状況のフォローアップを行った後、平成24年度下期に再開することとした。</p> <p>なお、アウトライトT+1化の実現に向けては、①最終報告書における「残された課題」及び具体的な推進計画の検討、②市場参加者や市場インフラにおける本格的なシステム対応、③平成26年から27年度に予定される日本国債清算機関（JGBCC）、証券保管振替機構、日本銀行における市場基盤の整備や、それらに伴う市場慣行の変更等を踏まえる必要があることから、当面は平成29年以降速やかにアウトライトT+1化を実現させることを目標として、幅広い市場関係者・市場インフラとの意見調整を図りつつ、検討を進めていくこととした。</p>
検討結果（平成24年6月29日）
<p>平成24年4月23日（約定分）からアウトライト取引の決済期間がT+2へ移行した。</p> <p>今後、アウトライトT+2化の実施状況のフォローアップを行うとともに、平成24年度下期に予定しているアウトライトT+1化の検討開始に向けた準備を行う。</p>
検討結果（平成24年12月20日）
<p>平成24年4月23日（約定分）から移行したアウトライト取引の決済期間のT+2化について、幅広い市場関係者を対象としたアンケートによるフォローアップを行い、T+2化への移行に伴う特段の問題が発生していないことを確認した。</p> <p>今後、日証協WGにおいて、平成24年度下期より開始したアウトライトT+1化の検討を引き続き行う。</p>
検討結果（平成25年6月21日）
<p>日証協WGにおいて、アウトライトT+1化の検討を進め、GCレポの決済期間のT+0化を可能とする取引手法（法的課題を含む）及びインフラ整備面の課題や今後の検討の方向性等を整理した。</p> <p>また、アウトライトT+1化（GCレポT+0化）に関し、課題の把握とその解決策及びヒアリング・アンケートを通じた費用対効果の整理・分析等の取りまとめ（提言の策定）を外務コンサルティング・ファームへ委託した（平成25年度中を目途に取りまとめ）。</p>

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

検討結果（平成 25 年 12 月 20 日）
<p>① 日証協WGにおいて、引き続き、アウトライトT+1化の実現に必要とされるGCレポの決済期間のT+0化を可能とする取引手法及び担保管理インフラ機能の導入に伴うインフラ整備面の論点を中心に議論を行い、今後の検討の方向性を整理した。</p> <p>また、WGでは、アウトライトT+1化（GCレポT+0化）後の費用対効果の確認やビジネスケースの検討を行うため、外部コンサルティング・ファームを通じて主要な市場関係者に対しヒアリングを実施し市場の実態把握に努めるとともに、更に幅広い市場関係者を対象としてアンケート調査を実施した。今後、同コンサルティング・ファームからの提言（報告）を受け、平成26年度上期に国債取引のアウトライトT+1化の実現に向けた課題の整理及び解決策等の取りまとめを行う。</p> <p>② 平成29年以降の速やかなアウトライトT+1化の実現に向け、市場参加者、インフラ提供機関等は、システム整備や市場慣行の見直しに取り組む。</p>
検討結果（平成 26 年 6 月 24 日）
<p>① 日証協WGが調査・分析等を依頼した外部コンサルティング・ファームは、幅広い市場関係者へのヒアリング及びアンケート調査を行い、平成26年3月、コンサルティング報告書を取りまとめた。</p> <p>② WGでは、引き続き、コンサルティング報告書も踏まえ、アウトライトT+1化（GCレポT+0化）の実現に向けた取引手法及び担保管理インフラ機能の導入等の論点を中心に議論を行っており、平成26年6月に、その実現に向けた課題の整理及び解決策をグランドデザイン（暫定版）として取りまとめる予定。これを踏まえ、同暫定版を周知するとともに、平成26年9月を目標に、同確定版を取りまとめることとしている。</p> <p>③ 上記グランドデザインを踏まえ、市場参加者、インフラ提供機関等は、平成29年以降の速やかなアウトライトT+1化の実現に向けて、システム整備や市場慣行の見直しに取り組む。</p>
検討結果（平成 26 年 12 月 17 日）
<p>① 日証協WGでは、アウトライトT+1化（GCレポT+0化）の実現に向けた課題の整理、枠組みの検討を行い、平成26年7月17日、市場関係者における対応方針、対応負担感等の全体像について「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン（暫定版）」として取りまとめるとともに、グランドデザイン（暫定版）についてパブリック・コメントの募集を行った。</p> <p>② WGでは、当該パブリック・コメント及びその後の検討を踏まえ、T+1化対応方針等の更なるブラッシュアップを行い、平成26年11月26日、「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」を公表した。</p> <p>③ 日本証券クリアリング機構は、平成26年11月26日、GCレポT+0化に関し、同社が銘柄後決めレポ取引を取り扱うとした場合に想定される制度概要をとりまとめた制度要綱を公表し、パブリック・コメントの募集を行っている。</p>

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

<p>④ 今後、日証協やインフラ提供機関等において、T+1化に伴うシステム整備、事務・市場慣行の見直し等の課題について、検討を進める。また、市場関係者において、平成27年春を目途に、T+1化実施目標時期の合意形成を目指す。</p>
検討結果（平成27年6月24日）
<p>① 平成26年11月26日に取りまとめた「国債取引の決済期間の短縮（T+1）化に向けたグランドデザイン」では、「T+1化実施目標時期について、平成27年春を目途に市場関係者による合意（コンセンサス）を形成することを目指す」こととされた。</p> <p>② 日証協WGでは、グランドデザインにおける方針を踏まえ、市場関係者へのヒアリング及び調査を実施し、T+1化に係る市場関係者の開発スケジュールを把握することに努めた。</p> <p>③ WGでは、上記調査等を踏まえ、市場関係者は所要のシステム開発を平成29年夏頃までに終わるとともに、同年秋口からの総合運転試験等を十分に行った上で、平成30年度上期のT+1化を目標とすることについて合意した。 （注）具体的には、4月の3連休後又は5月の4連休後を実施日と仮定して準備を進めることとした。</p> <p>④ 引き続き、日証協やインフラ提供機関等において、T+1化に伴うシステム整備及び市場慣行の整備等について検討を進める。</p>
検討結果（平成27年12月25日）
<p>① 日証協WGでは、T+1化に係る総合運転試験（以下「RT」という。）を円滑に実施する観点から、WGの下にRTの企画全般について検討する検討会を設置し、検討を開始した。 WGでは、同検討会での議論を踏まえ、平成27年12月17日、「総合運転試験（RT）に関する基本方針」を取りまとめた。</p> <p>② 日証協では、T+1化の実現に向け、次の措置を講じ、市場関係者への周知を図った。 イ 「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」の一部改正 ロ 「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の策定</p> <p>③ 引き続き、日証協やインフラ提供機関等において、T+1化に伴うシステム整備及び基本契約書等の整備等について検討を進める。</p>
検討結果（平成28年7月8日）

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

- ① 日証協では、平成 28 年 5 月 23 日、「銘柄後決め G C レポ取引の導入に係る帳簿書類の記載について」を取りまとめた。
- ② 日証協WGでは、平成 28 年 6 月 23 日、総合運転試験の実施スケジュールやテスト内容等について「総合運転試験（R T）に関する実施概要」を取りまとめた。
- ③ 引き続き、日証協やインフラ提供機関等において、T + 1 化に伴う市場慣行の整備及び総合運転試験実施に向けた対応等について検討を進める。

検討結果（平成 29 年 6 月 29 日）

- ① 日証協では、平成 28 年 7 月 19 日、銘柄後決め G C レポ（現先）取引の導入等に対応するため、自主規制規則の改正及び「債券等の現先取引に関する基本契約書」（参考様式）の改定を行った。また、平成 28 年 11 月 9 日、同取引の導入に係る経理処理について周知を図った。
- ② 日証協WGでは、平成 29 年 2 月 10 日、総合運転試験の実施スケジュールやテスト内容等について「総合運転試験（R T）に関する『実施手順書』」を取りまとめた。また、平成 29 年 3 月 24 日、同手順書に係る説明会を開催した。
- ③ 日証協では、平成 29 年 2 月 23 日、T + 1 化等の実施予定日を平成 30 年 5 月 1 日（火）（約定分）とすることとした。
- ④ 日証協では、平成 29 年 4 月、総合運転試験に係る参加申込（事前調査）を実施した。
- ⑤ 日本証券クリアリング機構は、平成 29 年 6 月 21 日、追加の検討事項を反映した決済期間短縮化等に係る制度要綱の改訂版を公表し、パブリック・コメントの募集を行っている。
- ⑥ 引き続き、日証協やインフラ提供機関等において、T + 1 化に伴う総合運転試験の実施等に向けた対応を進める。

検討結果（平成 30 年 6 月 29 日）

- ① 日証協では、平成 29 年 8 月 3 日、銘柄後決め G C レポ取引の導入等に対応するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の改正、同年 11 月 21 日、「債券等の条件付売買取扱規程」（社内規程モデル）の改正を行った。また、平成 30 年 3 月 30 日、「国債取引のポストトレード事務の電子化・標準化の実務に関する取扱指針」の改正を行った。
- ② 日証協WGでは、平成 29 年 8 月 4 日、「総合運転試験（R T）に関する『実施手順書』」（改訂版）を取りまとめた。
- ③ WGでは、平成 29 年 12 月 22 日、銘柄後決め G C レポ取引への移行に伴うフェイルの増加等を避ける観点から、「国債の決済期間の短縮化

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

	<p>(T + 1 化) 実施時における国債の取引及び決済の安定的な運用のための注意喚起について」を取りまとめ、周知を図った。</p> <p>④ WGでは、平成 30 年 3 月 29 日、T + 1 化の円滑な実施等に向けた周知・啓発活動や市場慣行の整備等の一環として、銘柄後決め G C レボ取引の利用予定等に関し、市場参加者に対してアンケート調査を実施し、同調査結果を取りまとめた。</p> <p>⑤ 日証協では、平成 29 年 10 月から平成 30 年 3 月にかけて総合運転試験を実施し、市場参加者やインフラ機関等において T + 1 化等を想定した取引についてシステム及び作業上の問題がないことを確認した。</p> <p>⑥ 日証協では、平成 30 年 4 月 3 日、T + 1 化等の実施日を当初予定どおり同年 5 月 1 日（約定分）に決定した。</p> <p>⑦ 平成 30 年 5 月 1 日から T + 1 化へ移行した。</p>
--	--

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項 目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
2. 国債取引に係るフェイル慣行の定着・普及	<p>国債取引に係るフェイル慣行は、従前より、日証協ガイドラインにより定められているものの、慣行が十分に定着していない。</p> <p>フェイルが容認されない場合は、極端なフェイル回避措置などにより、市場混乱の原因ともなり得るため、フェイル慣行の見直しと更なる定着が求められる。</p>	<p>フェイルの頻発を抑制しつつ、フェイルの受け方にも経済合理性を持たせるためのフェイルチャージを導入するとともに、カットオフ・タイムの前倒し等、フェイルを前提としたタイム・スケジュールの見直しを行うことなどにより、フェイル慣行の更なる定着を図る。</p>	<p>日証協の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を一部改正し、フェイルチャージ等の新たな慣行を平成 22 年 11 月 1 日から導入する。</p>
	検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）		
	<p>日証協の「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」を一部改正し、フェイルチャージ等の新たな慣行を平成 22 年 11 月 1 日から導入した。</p>		
	検討結果（平成 23 年 6 月 29 日）		
<p>平成 23 年 3 月、フェイルチャージ等の新たな慣行の導入に伴う問題の有無やフェイル慣行の定着状況についてフォローアップを行い、現段階では見直し後のフェイル慣行について追加的な見直しを行う必要はないことを確認した。</p> <p>今後は、見直しから 1 年後の平成 23 年 11 月を目途に、見直し後のフェイル慣行の定着状況や追加的な見直しの必要性について、再度フォローアップを行う。</p>			
検討結果（平成 23 年 12 月 19 日）			
<p>平成 23 年 11 月、フェイルチャージ等の新たな慣行の導入に伴う問題の有無やフェイル慣行の定着状況について、3月に続き 2 回目のフォローアップを行った結果、フェイル慣行の定着は進んでおり、追加的な見直しを行う必要はないことを確認した。この結果を受け、定期的なフォローアップは今回をもって終了し、今後は市場動向を踏まえて適宜見直しを検討することとした。</p>			

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
3. 国債清算機関の態勢強化 ガバナンスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 清算機関の本務は、リスク対応機能（決済保証機能）。更に、二次的な機能として、決済効率向上機能がある。 日本国債清算機関（JGBCC）の組織は、ユーザー（証券会社中心）ベースでの設立・運営。 平時は特段問題なく業務が運営され、決済効率向上機能を発揮。他方、リーマン危機時は、結果としてリスク対応機能を発揮できたものの、機能強化が課題との指摘がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本国債清算機関（JGBCC）の組織・業務運営について、清算・決済の専門組織である日本証券クリアリング機構（JSCC）との連携強化を中心に組織・人員を拡充し、リスク対応機能を強化する。 ② JSCC との提携円滑化、責任態勢の明確化を図るため、JSCC から常勤役員の派遣と一定程度の出資を受け入れる。 	
	検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）		
	平成 22 年 7 月、JSCC との間で資本・業務提携に関する基本合意書を締結した。		
	検討結果（平成 23 年 6 月 29 日）		
	JSCC との連携強化を更に推進するため、両社間で業務運営面での具体的施策の検討に着手した。		
検討結果（平成 25 年 6 月 21 日）			
<p>業務面・システム面での効率化を含む一層の清算態勢の強化による市場の利便性、効率性及び安全性の向上を図り、もって我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に資する観点から、平成 25 年 3 月 7 日、JSCC 及び JGBCC の取締役会において、合併に向けた協議に入ることを決議し、公表した。</p> <p>更に、平成 25 年 5 月 15 日、その後の両社における合併に係る協議の進捗状況（合併方式や合併後のガバナンスの案）を公表し、関係者と調整することとした。</p>			
検討結果（平成 25 年 12 月 20 日）			
JGBCC と JSCC は平成 25 年 6 月 25 日に合併契約を締結し、同年 10 月 1 日に合併した。			
株主 取締役	各ユーザー（＝清算参加者）の 33 社が株主となり均等出資。	JSCC から議決権の 3 分の 1 超の出資（第三者割当増資にて実施）を受ける。	平成 22 年 9 月末までを目途に実施
検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）			

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項 目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
	平成 22 年 9 月 29 日付けで JSCC の総数引受による第三者割当増資を実施した。(出資比率 35.6%)		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締役 7 名：うち常勤 1 名（社長） ・ 社長、社外取締役（6 名）はいずれも証券会社（ユーザー＝株主）出身。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 常勤取締役 1 名（リスク管理担当：JSCC から派遣）を新設する。 ② 社外取締役を増員する（銀行業界等からの参加を求める）。 	<ul style="list-style-type: none"> ① リスク管理担当常勤取締役の新設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 9 月末までを目途に実施 ② 社外取締役の増員 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 9 月末までを目途に実施
検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）			
	<p>平成 22 年 9 月、取締役を 2 名増員した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 常勤取締役 1 名（JSCC） ② 社外取締役 1 名（全銀協市場国際委員長行） <p>これにより取締役は計 9 名：うち常勤 2 名（社長及び常務取締役）とした。</p>		
組 織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画・審査・業務・システムの 4 部門制（リスク管理部門なし）。 ・ 清算・決済リスク管理を行う専担ラインの設置が課題。 	<p>リスク管理担当常勤取締役の下に、独立したリスク管理部門を新設する。</p>	<p>平成 22 年 9 月末までを目途に実施</p>
検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）			
	<p>平成 22 年 9 月取締役会で以下の組織変更を決議した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 独立したリスク管理部門の新設 リスク管理専担部門を新設するとともに審査部門を吸収した。 ② 経営会議の設置 会社全般の業務執行に係る重要事項を審議するため、常勤取締役等で構成する経営会議を設置した。 ③ 内部監査室の設置 審査部門の廃止に伴い、内部監査機能を内部監査室として独立させた。 		
人 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核的な職員は、証券会社（株主）からの期限付出向が中心。 ・ 清算・決済リスク管理及び金融業務（資金調達等）について専門ノウハウのある職員の 	<p>JSCC から現状の出向者 1 名（審査部門）に加え、リスク管理に精通した管理職クラスの出向を受け入れる。</p>	<p>JSCC からの管理職出向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年 9 月末までに実施

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
	<p>増強(プロパー化を含む)が課題。</p>		
<p>検討結果 (平成 22 年 12 月 22 日)</p>			
<p>平成 22 年 7 月より JSCC から管理職出向 (1 名) を受入れ、リスク管理部門に配属した。</p>			
<p>検討結果 (平成 23 年 6 月 29 日)</p>			
<p>JSCC からの出向者増員や社員のプロパー化推進など、人員体制の強化を図った。</p>			
<p>その他</p>			
<p>流動性資金調達</p>	<p>緊急時にレポ取引で資金を調達する一定のスキームを有しているが、資金調達のスキームを拡充していくこと等が課題。</p>	<p>想定される必要調達額の検証を行い、調達力の拡充を図る。</p>	<p>CPSS/IOSCO の国際的な議論をフォローしつつ、社内特別委員会で検討し、平成 23 年 3 月末を目途に中間整理を行う。</p>
<p>検討結果 (平成 22 年 12 月 22 日)</p>			
<p>CPSS/IOSCO による「清算機関のための勧告」の改定内容の公表が平成 23 年春頃とされることから、これを踏まえて中間整理に向けた検討を開始する。</p>			
<p>検討結果 (平成 23 年 6 月 29 日)</p>			
<p>「金融市場インフラのための原則」の市中協議報告書の公表を受けて、内容の精査及び適合状況の確認を行った。市中協議終了後 (7 月 29 日期限)、平成 24 年初頭までに公表される予定の最終報告書の方向性が明らかになった段階で、対応方針の検討を開始する。</p>			
<p>検討結果 (平成 23 年 12 月 19 日)</p>			
<p>「金融市場インフラのための原則」の導入に備え、様々な状況を想定した資金調達態勢の拡充に向けた検討に着手し、以下のような取組みから開始した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ JGBCC 清算参加者の資金供給力 (T + 0 レポ取引実績等) の確認 ・ 清算参加者の JGBCC に対する与信枠設定状況の確認 ・ 各種想定ケースに基づき必要となる流動性資金調達額の把握 			
<p>検討結果 (平成 24 年 6 月 29 日)</p>			
<p>平成 24 年 4 月に「金融市場インフラのための原則」が公表されたことを受け、「最大総支払債務をもたらす可能性のある参加者とその関係</p>			

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
	<p>法人の破綻」を想定した資金調達スキームの確立を目指し、以下の内容を運営委員会に諮問し、本年7月以降、特別委員会で検討することを決定した。</p> <p>1. 諮問内容 「原則7 資金流動性リスク」への対応方法の検討。</p> <p>2. 検討事項 (1) 最低流動性資源所要額の算出方法 (2) 最低流動性資源所要額を満たすための調達方法</p> <p>検討結果（平成24年12月20日）</p> <p>特別委員会において本年7月に諮問された内容に関する検討を行い、最低流動性資源所要額の算出方法、最低流動性資源所要額を満たすための調達方法等の骨子を報告書としてまとめた。今後は、骨子に基づいた具体的な制度の検討及び「金融市場インフラのための原則」において同様に言及がなされている、「広範な潜在的ストレスシナリオを想定した場合」の流動性資源所要額の検討を行う。</p> <p>検討結果（平成25年6月21日）</p> <p>昨年11月の報告書に示した最低流動性資源所要額を満たすための調達方法等の骨子に基づく具体的な制度の検討を行うため、以下の内容を運営委員会に諮問し、特別委員会による検討を開始した。</p> <p>1. 諮問内容 資金流動性リスク検討特別委員会（最終報告）において指摘された事項に関する検討</p> <p>2. 検討事項 資金調達手続きの具体化、義務付け調達の按分方法の見直しの要否等</p> <p>検討結果（平成25年12月20日）</p> <p>業務検討委員会において新たな義務付け調達の各清算参加者に対する割当方法を検討し、義務付け調達の按分方法の見直し案について合意に至った。今後は、義務付け調達の実務面における確実性を更に向上させるべく、具体的な手順等に関する検討を行う。</p> <p>検討結果（平成26年6月24日）</p> <p>業務検討委員会における検討等を踏まえ、義務付け調達を含めた資金調達方法等に関する業務方法書等の見直しを行い、平成26年6月2日から施行した。</p>		
国債調達等	フェイルの割当ルールが明確でないことについて、参加者から透明性が欠如しているとの	フェイルの割当ルールの明確化を行う。	日証協による新たなフェイル慣行の導入時（平成22年11月1日）。

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項 目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期	
	指摘等がある。			
検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）				
平成 22 年 11 月 1 日よりフェイル割当ルールを明確化し、フェイルチャージ制度を導入した。				
新システムの稼働等	基幹システムの更改を平成 23 年 5 月に予定。	基幹システムの更改プロジェクトを着実に進める。	平成 23 年 5 月を目途に実施	
	検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）			
	平成 23 年 5 月 2 日の稼働に向け、計画通りの進捗となっている。また、システム移行リスクの更なる低減を目的として、本年 9 月より東証グループから要員支援を受け入れた。			
	検討結果（平成 23 年 6 月 29 日）			
	計画通り、平成 23 年 5 月 2 日に新システムを稼働させた。			

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

項目	現状・課題	今後の取組み	実行期限／実施時期
4. 国債取引における清算機関の利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国債取引（売買取引及びレポ取引）については、JGBCC の利用率がその取引全体の 4 割程度（日銀 DVP 決済ベース）に留まっている現状にある。 ・ 国債取引に係る決済リスクを低減させる観点から、国債取引における清算機関の利用拡大を図ることが求められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 信託銀行の特性に十分配慮した制度設計について、平成 22 年 12 月末を目途に信託銀行と JGBCC の合意を目指す。 ② ①の合意形成や投資家等の理解・承諾を前提に、各業務の特性やシステム対応に関する投資判断などの個別行の実情に応じ、決済期間の短縮（T+2）の実現時期を目途に、信託銀行の参加を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ① 信託銀行の特性に十分配慮した制度設計の諸課題（参加者による JGBCC のガバナンスに係る検討を含む）についての合意 平成 22 年 12 月末を目途に、合意を目指す。 ② 信託銀行の参加 ①の合意形成や投資家等の理解・承諾を前提に、各業務の特性やシステム対応に関する投資判断などの個別行の実情に応じ、決済期間の短縮（T+2）の実現時期を目途に、参加を目指す。（決済期間短縮による個別行の実務運営状況に留意するものとする。）
検討結果（平成 22 年 12 月 22 日）			
<p>信託協会と JGBCC は以下のとおり合意した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① JGBCC は、信託銀行の特性に配慮した制度設計のため、以下の対応を行うこととする。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数ネットティング口座の設定（複数（売・買別）日銀決済口座の紐付けを含む） ・ サブアカウント機能の提供 ・ 1 ネットティング口座下の複数サブアカウントへのフェイル割当ルールの明確化と公表、同ルールに則った割当実施 ・ クリアリング・ファンド所要額の増額ルールにおける信託の特性を踏まえた基準の設定 ② 信託銀行は、下記③の状況を勘案し、本件に係る JGBCC 及び個別行におけるシステム対応に関する投資判断などの実情や他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、投資家等の理解・承諾を得た上で、平成 26 年前半を目途に JGBCC への参加を目指す。 なお、信託商品に占める決済量や、市場慣行の現状に照らし、当初参加を目指す対象商品は、運用有価証券信託とする。 ③ また、より充実した制度設計とするため、以下の点については継続検討を行い、平成 23 年 6 月末（*については同年 12 月末）を目途に結論を得る。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数ネットティング口座合算計算などを含むクリアリング・ファンド圧縮策 ・ 小口（50 億円未満）未決済取引の決済順位劣後等の改善（公平性の確保） ・ 破綻時一括清算・差引計算の適用条件等の制度改定 ・ JGBCC の運営に対する信託銀行の関わり方（ガバナンスを含む）* 			

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

検討結果（平成 23 年 6 月 29 日）
<p>信託協会と JGBCC は、より充実した制度設計とするため継続検討とした以下の点について、結論を得た。</p> <ul style="list-style-type: none">・クリアリング・ファンドの複数ネットィング口座合算計算を可能とする制度整備等・小口（50 億円未満）未決済取引の公平性につき問題がないことの確認・破綻時一括清算・差引計算の適用条件等の制度改定 <p>なお、JGBCC の運営に対する信託銀行の関わり方（ガバナンスを含む）は、信託業界の要望、意見反映の方法、態勢（会議体設置等）について、CPSS・IOSCO 新基準も踏まえ、平成 23 年 12 月末を目途に検討していくこととした。</p> <p>また、投資家等への取組みを継続し、理解・承諾を得た上で、信託銀行は、本件に係る JGBCC 及び個別行におけるシステム対応に関する投資判断などの実情や他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JGBCC への参加を目指す。</p>
検討結果（平成 23 年 12 月 19 日）
<p>信託協会と JGBCC は、JGBCC の運営に対する信託銀行の関わり方について以下のとおり合意した。</p> <ul style="list-style-type: none">・信託銀行から社外取締役候補者を選任する・信託銀行は運営委員会の委員として参加する <p>投資家等に対しては、説明会実施等の取組みを行っている。今後、投資家等の理解・承諾を得た上で、信託銀行は本件に係る JGBCC 及び個別行におけるシステム対応に関する投資判断などの実情や他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JGBCC への参加を実現する。</p>
検討結果（平成 24 年 6 月 29 日）
<p>JGBCC は、信託協会との合意事項を踏まえ、信託銀行の特性に配慮した制度改正を行うため、業務方法書の一部を改定し、必要なシステム対応に着手した。</p> <p>信託銀行は、投資家等に対して、信託銀行の特性に配慮した JGBCC の制度改正概要等について説明を行っている。引き続き、投資家等の理解・承諾を得るよう努めるとともに JGBCC への参加に伴う事務・システム等の変更についての具体的な検討を進め、投資家等の理解・承諾を得た上で、本件に係る JGBCC 及び個別行におけるシステム対応に関する投資判断などの実情や他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JGBCC への参加を実現する。</p>
検討結果（平成 24 年 12 月 20 日）

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

	<p>JGBCC は、信託協会との合意事項を踏まえ、必要なシステム対応を進めるとともに、取引移行方法等に係る既存参加者向け説明会（信託協会と協働）等、信託銀行の円滑な参加に向けた取組みを行っている。</p> <p>信託銀行は、投資家等に対して、信託銀行の特性に配慮した JGBCC の制度改正概要等について説明を行っている。引き続き、投資家等の理解・承諾を得るよう努めるとともに JGBCC への参加に伴う事務・システム等の変更等、具体的な取組みを進め、投資家等の理解・承諾を得た上で、他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JGBCC への参加を実現する。</p>
	検討結果（平成 25 年 6 月 21 日）
	<p>JGBCC と信託銀行は、JGBCC が JSCC と合併した場合のガバナンスの仕組み（運営委員会の運営方法等）に関する検討の方向性について合意した。また、信託銀行の制度参加に向けて、JGBCC で議論が行われている、各参加者に対する信用エクスポージャーを十分にカバーするための追加的財務資源等の制度の在り方について、平成 25 年 12 月末を目途に結論を得るべく、検討を進める。</p> <p>信託銀行は、投資家等に対して、信託銀行の特性に配慮した JGBCC の制度改正概要等について説明を行っている。引き続き、投資家等の理解・承諾を得るよう努めつつ、JGBCC への参加に伴う事務・システム等の変更、円滑移行等の具体的な取組みを進め、他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JGBCC への参加を実現する。</p>
	検討結果（平成 25 年 12 月 20 日）
	<p>JSCC と信託銀行は、信託銀行の制度参加に向けて、追加的財務資源における清算基金制度について合意した。</p> <p>信託銀行は、投資家等に対して、JSCC の制度改正概要等について説明会実施等の取組みを行っている。引き続き、投資家等の理解・承諾を得るよう努めつつ、JSCC への参加に伴う円滑な移行のための具体的な取組みを進め、他の市場インフラのシステム整備の状況を踏まえ、平成 26 年前半を目途に運用有価証券信託での JSCC への参加を実現する。</p>
	検討結果（平成 26 年 6 月 24 日）
	<p>信託銀行は、投資家等に対して、JSCC の制度改正概要等について理解・承諾を得るよう努めつつ、JSCC への参加に伴う円滑な移行のための具体的な取組みを進めたことにより、計画通り、平成 26 年 6 月に運用有価証券信託での JSCC への参加を開始した。</p>
	検討結果（平成 27 年 6 月 24 日）
	<p>平成 26 年 6 月に信託銀行が運用有価証券信託による JSCC への参加を開始したことにより、JSCC の平成 27 年 5 月時点の一日当たりの債務引受金額は、平成 26 年 5 月比 38%増加し、61 兆円となった。</p> <p>この結果、国債の取引に占める清算機関の利用の割合は、平成 27 年 5 月時点において 51%となり、平成 26 年 5 月比 15 ポイント増加した。</p>

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

検討結果（平成 27 年 12 月 25 日）
平成 27 年 11 月の JSCC の一日当たりの債務引受金額は 54 兆円、国債の取引に占める清算機関の利用の割合は 48%であった。引き続き、国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化の実施目標時期に向けて、国債取引における清算機関の利用の更なる拡大を図っていく。
検討結果（平成 28 年 7 月 8 日）
平成 28 年 5 月の JSCC の一日当たりの債務引受金額は 60 兆円、国債の取引に占める清算機関の利用の割合は 54%であった。引き続き、国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化の実施目標時期に向けて、国債取引における清算機関の利用の更なる拡大を図っていく。
検討結果（平成 29 年 6 月 29 日）
平成 29 年 5 月の JSCC の一日当たりの債務引受金額は 70 兆円、国債の取引に占める清算機関の利用の割合は 58%であった。引き続き、平成 30 年 5 月の国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化の実施に向けて、国債取引における清算機関の利用の更なる拡大を図っていく。
検討結果（平成 30 年 6 月 29 日）
JSCC は、平成 30 年 5 月 1 日に国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化対応のシステムを稼働し、銘柄後決めレポ取引及び物価連動国債の債務引受を開始した。同月における JSCC の一日当たりの債務引受金額は 54 兆円、国債の取引に占める清算機関の利用の割合は 61%であった。国債取引の決済期間の短縮（T + 1）化実施後も、引き続き国債取引における清算機関の利用の更なる拡大を図っていく。

(注) 平成 22 年 6 月 29 日策定
 平成 22 年 12 月 22 日更新
 平成 23 年 6 月 29 日更新
 平成 23 年 12 月 19 日更新
 平成 24 年 6 月 29 日更新
 平成 24 年 12 月 20 日更新
 平成 25 年 6 月 21 日更新
 平成 25 年 12 月 20 日更新
 平成 26 年 6 月 24 日更新
 平成 26 年 12 月 17 日更新
 平成 27 年 6 月 24 日更新

国債取引の決済リスク削減に関する工程表

平成 27 年 12 月 25 日更新

平成 28 年 7 月 8 日更新

平成 29 年 6 月 29 日更新

平成 30 年 6 月 29 日更新